## 東京都担当確認年月日 令和元年 10 月 24 日東京都作業部会確認年月日 令和元年 10 月 25 日

(契約変更に伴う再確認年月日 令和3年5月20日)

事業名 会場運営業務委託

案件名 43競技会場における会場運営業務委託

確認の視点	東京都の見解	備考
	本事業は、東京 2020 大会における会場運	
経費の負担が平成 29	営を行うために必要な事業である。	
年5月31日の合意の	よって、大会に必要な経費として、平成29	
考え方に基づくもの	年5月31日の大枠合意に基づき、パラリン	
であること	ピック経費の4分の1相当額を東京都が負	
	担する事項である。	
事業の執行に当たり、大会運営を担こ 組織委員会が一括して執行した方が効率 的、効果的であること	・本事業は、大会運営そのものを行う事業で あり、組織委員会が全会場のサービス水準や 運営方法を担保すべき観点から、組織委員会	
経費の内容等が必要性(必要性(必要性)、効果性(必要ながなど)、効果性(適価がなり)、正なが、のででは、単価がは、類較がいのしては、単のでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対し、のは、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、	・東京 2020 大会における競技会場の運営の一部を委託するものであり、会場運営のソフト面を担う根幹の事業である。 【令和3年5月19日 契約変更に伴う追記】 ・本件は、競技会場におけるイベントサービススタッフの宿泊施設、業務上必要となる資機材等を調達するものであり、競技会場の運営において必要不可欠な内容である。なお、イベントサービス業務の運営のための調達スケジュールを考慮すると、今般の調達が必要であることを、組織委員会から確認している。	

・本事業は、効率的かつ安全な大会運営を実現すべく、イベントに精通している事業者に運営の一部を委託するものである。当該事業者は、全会場のテストイベント実施計画策定を通じて、会場及び競技の特性について熟知をしている。また、これまでのテストイベントを円滑かつ安全な運営により成功させるなど、確実に実績を積み重ねていることから、効率的な委託といえる。

【令和3年5月19日 契約変更に伴う追記】

効率性

・本件は、「オリンピック・パラリンピック 競技大会運営に関する準備・運営業務委託」 (以下「原契約」という。)の追加契約であ る。原契約締結時点では、必要な資機材の量 やイベントサービススタッフの勤務時間等、 各競技会場の運営計画が固まっておらず、十 分な精査を経ずに、資機材や宿泊施設の調達 等を進めることに懸念があったため、原契約 においては、イベントサービススタッフの手 配及び管理業務等のみの契約締結を行った。

今般、各競技会場の運営計画が精緻化され、上記事項が明確になったことから、原契約を契約変更し、資機材や宿泊施設の調達等の業務を追加するものであり、効率性について考慮されている。

		・組織委員会にヒアリングした結果、当該事	
		業者は既に相当の知見を有することから、サ	
		ービスレベルの調整や、経験則に基づいた適	
		切な人員体制を構築できることを確認した。	
		今後、会場運営計画等の進度に合わせて、人	
		員体制の精緻化を図り、一層のコスト削減に	
	納	努めること。	
	得   性 	【令和3年5月19日 契約変更に伴う追	
		記】	
		・本件は、今般調達する各事項において、各	
		競技会場の規模や各競技会場における想定	
		スタッフ数等を基準にして、金額を精査した	
		上で積算されていることから、適切な内容で	
		あると認められる。	
	•	・本事業は、パラリンピックも含めた大会時	
		の運営業務そのものを委託する経費であり、	
		会場・競技運営上必要不可欠である。	
		・現時点では大会経費の都の枠内であるこ	
		とを確認できないため、経費は組織委員会負	
		担とする。また、大会経費の都の枠内に収ま	
		るとしても、人員体制等の委託実施内容を精	
その他経費の内容等		査の上、経費の妥当性を確認できた場合に、	
が公費負担の対象と		大枠の合意に従いパラ経費を負担する。	
して適切なものであ		【令和3年5月19日 契約変更に伴う追	
ること		記】	
		・本件は、競技会場の運営上必要であるが、	
		他の事業に比べ、観客数上限の変動により、	
		直接的かつ決定的な影響を受ける内容であ	
		ることから、大会経費の都の枠内に収まると	
		しても、実施内容を精査の上、経費の妥当性	
		を確認できた場合に、大枠の合意に従いパラ	
		経費を負担する。	
* 小 専 色 扣 の 対 タ	ョレか	- Sパラリンピック経費に該当するか否かについ	<u></u>

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。